

那珂市「道の駅」基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、那珂市「道の駅」基本設計業務委託（以下「本業務」という。）の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本施設の設計にあたっては、世界の建築及び建築史に造詣が深い建築家「藤森照信」氏（以下「藤森氏」という。）を起用することで、誘客力を高める特徴的な建築物や外構の提案が期待できる。

本プロポーザルは、藤森氏と共同して建築設計を実施する候補者の選定を目的としており、選定された候補者においては、藤森氏との緊密な連携を図りながら本施設の設計を行うものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

那商委第 29 号 那珂市「道の駅」基本設計業務委託

(2) 業務内容

那珂市「道の駅」基本設計業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

(4) 業務委託料の提案上限額

38,736,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 選定方法

選定方法は、本要領に記載する技術提案書等を求め、藤森氏とのコミュニケーションを良好に図ることが可能であり、藤森氏の作風、考え方及び意向等を設計図書に反映できる能力を総合的に比較検討し、最適な候補者を公募型プロポーザル方式により選定する。

4 提出・問い合わせ先

那珂市産業部商工観光課インターチェンジ周辺開発推進室（担当：橋本・古茂田）

住所：〒311-0192 茨城県那珂市福田 1819-5

Tel：029-298-1111（内線 246） Fax：029-352-1021

Mail：nakaic-k-s@city.naka.lg.jp

5 参加資格要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしていること。

- ①那珂市、水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、大子町、城里町、東海村のいずれかに本社を有し、年間平均完成工事高が 4 千万円以上の者であること

②那珂市建設工事等入札参加者資格審査要項に基づく、令和5・6年度建設工事・建設コンサルタント等入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。

③元請けとして同種・類似施設の設計業務の受託実績を有すること。

※同種・類似施設は下表のとおり。

同種施設	ア. 道の駅 イ. サービスエリア ウ. 商業施設を有するパーキングエリア エ. アからウいずれかの施設を含む複合施設
類似施設	オ. 同種施設以外で、物販や飲食施設等が複数集まっている複合商業施設

④建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

⑤地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない者であること。

⑥会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っている者でないこと。

⑦参加申込書提出時点において、国及び地方公共団体から指名停止等の処分を受けていないこと。

⑧那珂市暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。

⑨国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) 業務従事者

①管理技術者は建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。

②管理技術者は、提案事業者と直接的な雇用関係を有していること。

③管理技術者は、同種・類似施設に係る建築基本設計又は実施設計の実績を有すること。

④土木担当技術者は、面積5,000㎡以上の公園等の基本設計又は実施設計の実績を有すること。

⑤提出書類に記載した管理技術者、主任担当技術者は、本業務の受託者として選定された場合、必ず本業務を担当すること。

6 実施スケジュール

内容	期日
公募開始	令和6年4月24日(水)
説明会参加申込期限	令和6年4月30日(火)
説明会	令和6年5月1日(水)
質問受付	令和6年5月2日(木)まで
質問回答	令和6年5月9日(木)まで
参加申込書等提出期限	令和6年5月13日(月)～令和6年5月21日(火)
一次審査(書類)結果通知 二次審査日程通知	令和6年5月28日(火)
二次審査(プレゼン審査)	令和6年5月31日(金)
審査結果通知	令和6年6月上旬
契約締結	令和6年6月中旬～

7 説明会

(1) 日時

令和6年5月1日（水）14時

(2) 場所

那珂市役所本庁舎 5階 会議室

(3) 参加申込

令和6年4月30日（火）までに、説明会参加申込書（様式2）を電子メールにて送付すること。なお、説明会への参加人数は、1事業者につき3名以内とする。

(4) 申込先

「4 提出・問い合わせ先」参照

8 質問の受付及び回答

(1) 提出期間

令和6年5月2日（木）17時まで

(2) 提出方法

質問書（様式3）を使用し、電子メールにて質問すること。
電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

「4 提出・問い合わせ先」参照

(4) 回答方法

令和6年5月9日（木）までに、質問回答書として取りまとめ、市HPに掲載する。

9 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類	備考
①	参加申込書	・様式1
②	会社概要	・パンフレット等
③	業務実績書	・同種・類似施設の業務の実績 ・業務内容が分かる資料を添付すること ・任意様式
④	業務実施体制及び体制図	・任意様式
⑤	配置予定技術者の業務実績書	・配置予定技術者の保有資格を証明する書類を添付すること ・配置予定技術者の同種・類似施設の業務の実績 ・業務内容が分かる資料を添付すること ・任意様式
⑥	業務工程表・作業フロー	・任意様式

⑦	技術提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書及び評価項目の内容を踏まえた、実現可能な提案をすること ・15ページ（A4）以内で作成すること ・任意様式
⑧	レポート	<ul style="list-style-type: none"> ・「那珂市への想い」をテーマに、1ページ（A4）以内で作成すること ・任意様式
⑨	納税証明書	法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税及び市町村税（主たる事務所を有する所在地のもの）
⑩	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・業務項目ごとの内訳を詳細に記載すること ・消費税及び地方消費税を含むこと ・任意様式

(2) 提出期間

令和6年5月13日（月）～令和6年5月21日（火）17時まで

(3) 提出部数

原本1部、副本10部（副本は複写可）

提出書類は、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。持参する場合の受付時間は、9時から17時まで（正午から13時までを除く。）とする。ただし、那珂市の休日を定める条例に定める休日を除く。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期間内に必着のこと。

(5) 提出先

「4 提出・問い合わせ先」参照

10 審査

審査は、「那珂市「道の駅」基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」において、以下のとおり実施する。

(1) 一次審査

①審査方法

提出書類を基に書類審査を行い、上位4者程度を一次審査通過者として選定する。

②結果通知

審査結果は、参加者すべてに文書にて通知する。

(2) 二次審査

一次審査通過者から提出された技術提案書等について、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行う。

①実施日

令和6年5月31日（金）

※時間、場所等の詳細については、別途通知する。

②プレゼンテーションに係る留意事項

- ・プレゼンテーションへの参加人数は、配置予定の管理技術者を含め5名以内とする。
- ・プレゼンテーションは、業務実績、配置予定管理技術者等の業務体制及び技術提案書の内容について説明を行うものとする。
- ・プレゼンテーションの際、追加資料の提示は認めない。

③審査結果の通知及び公表

- ・審査結果は、参加者すべてに文書にて通知するとともに、市ホームページにおいて選定した事業者名を公表する。
- ・審査の経緯及び内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 審査基準

以下に示す項目について、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

なお、評価項目ごとの配点については、事前の公表は行わない。

評価項目	評価事項
事業者の業務実績	同種・類似施設の業務の実績（件数・内容）
配置予定技術者等の実績	同種・類似施設の業務の実績（件数・内容）
業務の実施体制	業務が適切に遂行されるよう、実施体制が確保されているか
実施方針	・業務の目的、条件、内容等を理解しているか ・業務工程、作業フロー等は現実的なものか ・業務の特性を踏まえ、工夫を凝らしているか
提案内容	・建築及び造成の観点から配慮すべき事項とその対応策 ・基本計画に基づく施設の提案 ・整備、運営のコスト縮減に繋がる技術提案
那珂市への想い	・事業実施に対する熱意、誠実さがあるか ・那珂市の歴史や特徴等を理解しているか ・独自の視点で那珂市の未来を描けているか
提案価格	見積もりの妥当性や見積額

1 1 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類及びプレゼンテーション等の内容に虚偽の記載や説明がある場合
- (2) 審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が発覚した場合
- (3) 本要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しない場合
- (4) 見積書の金額が提案上限額を超過している場合

1 2 契約に関する事項

- (1) 候補者選定後は、仕様書及び技術提案書等の記載事項を基本に協議の上、那珂市財務規則に定める随意契約の手続きにより、改めて見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを

確認した上で契約を締結する。

- (2) 候補者選定後の協議により見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約金額等の調整を行うことがある。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点の候補者と契約の交渉を行う。

13 その他の留意事項

- (1) 提出書類の準備等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 期限後の提出、差し替え等は原則として認めない。
- (4) 応募書類等提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) 提出された書類等は、本事業の選定に関わる以外に参加者に同意なく使用しない。
- (6) 電子メールの不着等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。